

健康機器の購入を助成します (柳津町健康づくり推進事業)



柳津町に暮らす方の健康づくりを応援する目的で、特定の健康機器の購入に対して補助を実施します。健康的な生活習慣づくりには是非ご活用ください



◎補助の対象になる機器

- ・電子塩分計
- ・自動電子血圧計
- ・体重計
- ・体組織計
- ・歩数計
- ・活動量計

1. 購入したい機器の情報を調べる

- ・機器の「品名」「型番」「購入予定価格」を調べる



2. 役場(町民課)に申請する

- ・「柳津町健康づくり推進事業補助金交付申請書」を記入し、役場町民課に申請する(郵送でも大丈夫です)



3. 自宅に役場から交付決定通知書が郵送される



4. 決定通知書が届いたら、機器を購入しましょう



5. 補助金を請求しましょう

- ・「柳津町健康づくり推進事業補助金実績報告書兼請求書」を記入し、「領収書など購入したことが確認できる書類」を添付して役場町民課に送付する

6. 補助金が振り込みされる

- ・「申請書」で指定した口座に補助金が振り込みされます

【裏面に詳しい説明があります】

・補助金額について(令和7年度から一部変更されています)
(個人の場合)対象品の購入価格の2分の1(上限額6千円)

(法人の場合)対象品の購入価格の2分の1
(上限額 従業員数×4千円(4万円以内))

・補助の対象となる方

申請日時時点で町内に1年以上住所を有する世帯主又は町内に
事務所又は事業所等を有する法人

・補助金の交付は同一年度内で1回までです

・申請日時時点で町に対して未納金が無いことが条件になります

・申請書には押印が不要ですが、請求書には押印が必要です

・購入金額が申請書と違う場合、実際に購入した金額で補助金を再計算します

・補助金の申請をした後で購入をしないことにした場合、
申請を取り下げすることができます

・「領収書」の代わりに「レシート」や通信販売で購入した事がわかる画面の
写しなどでも請求可能ですが、「購入品名」「購入金額」「購入日」が確認できる
必要があります

(品名が「品物代」など何を購入したか確認できない書類などは不適合です)

※補助金の内容は令和7年4月1日現在のものです

【問い合わせ先】 柳津町役場 町民課保健衛生係 電話42-2118